

事務連絡
令和3年6月9日

都道府県
各保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課
厚生労働省健康局健康課

HIV検査の外部委託事例について（情報提供）

保健所におけるHIV検査の実施については、「保健所におけるHIV検査の実施について」（令和3年3月11日付け健健発0311第3号・健感発0311第8号厚生労働省健康局結核感染症課長及び健康課長連名通知）において、各自治体で必要な検査を実施する体制を確保できるよう、外部委託の積極的な活用を検討をお願いしているところです。

今般、外部委託の活用を検討する際の参考としていただくため、自治体におけるHIV検査の外部委託の具体的事例等について、別添のとおりとりまとめましたので、情報提供いたします。

(別添)

保健所におけるHIV検査の外部委託の事例について

- 保健所におけるHIV検査について、民間医療機関に委託している地方公共団体の事例は下記のとおりであるので、参考とされたい。
- HIV検査の外部委託については、特定感染症検査等事業の活用が可能であるため、積極的に外部委託を検討すること。
- なお、外部委託する際は、個人情報の保護に十分配慮し、
 - ・ 医療機関への受診が必要な場合に確実に受診できる体制が確保されているか、
 - ・ 衛生検査所の登録の有無等を確認することにより、委託先において精度管理がなされた検査が実施できるかについて、確認すること。

記

【事例1：大阪府】

- 大阪検査相談・啓発・支援センター（chotCAST）において、NPO法人に業務委託のもと、夜間休日に無料・匿名 HIV 検査及び性感染症検査を実施する体制を構築。（大阪府と大阪市の共同事業）
- 大阪府内の診療所・クリニックに業務委託し、期間を設定して個別施策層（MSM: Men who have sex with men）に特化した無料・匿名 HIV 検査及び性感染症検査を実施する体制を構築。

（事業概要：別紙1、委託契約書及び特記仕様書：別紙2）

<大阪検査相談・啓発・支援センター>

<https://chotcast.com/>

<大阪府エイズ対策基本方針 第3版>

<https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/6327/00000000/shishin.pdf>

【事例2：名古屋市】

- 民間医療機関に業務委託し、土曜日・日曜日に無料・匿名の HIV 即日検査を実施する体制を構築。

<なごや HIV・性感染症ガイド>

<https://www.hiv-stiguide.city.nagoya.jp/schedule/>

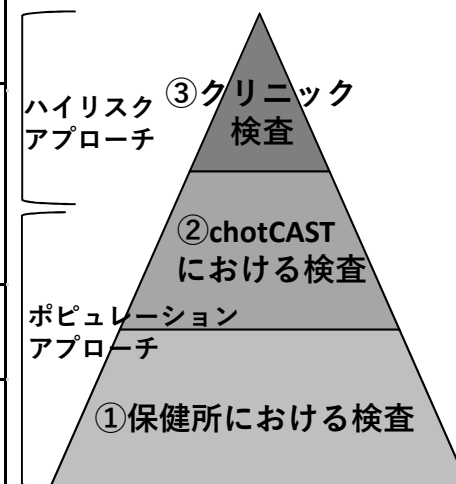
(参考) 特定感染症検査等事業実施要綱 (抜粋)

(1) 保健所等におけるH I V検査事業 (委託による検査を含む。ただし、(2) の事業を除く。)

保健所等において、H I V・エイズに関する検査を希望する者に対して、無料匿名のH I V抗体検査 (抗体スクリーニング検査及び必要に応じ行う確認検査をいう。以下「H I V検査」という。) を実施する。

大阪府のHIV等検査体制

	①保健所における検査	②chotCASTにおける検査	③クリニックにおける検査 男性同性愛者向けHIV等検査・相談事業
特徴	<ul style="list-style-type: none"> 府管内全域で実施（平日の時間内） 通常検査5か所、即日検査4か所 検査項目 通常検査：HIV、梅毒、クラミジア 即日検査：HIV、梅毒 	<ul style="list-style-type: none"> 平日夜間や土・日に実施 大阪市との共同事業 火（通常検査）：HIV、梅毒、B型肝炎 木・土・日（即日検査）：火と同様の検査項目 即日検査はR3.4～Web予約 定員50名 	<ul style="list-style-type: none"> 期間限定（令和3年度①8～9月、②11～12月） 診療所の開設時に実施しているため、月～土まで受検できる機会がある。また夜間に受検が可能。 即日検査：HIV、梅毒、B型肝炎
対象 (ターゲット)	府民一般	就業者や学生等（限定はしていない）	MSM（限定）
事業形態	直接執行	NPO法人に委託	医療機関に委託
場所	<ul style="list-style-type: none"> 府保健所（9か所） 	<ul style="list-style-type: none"> 利便性の高い大阪市内の駅近に立地 ゲイタウンに近接 	<ul style="list-style-type: none"> 泌尿器科等を標榜する8医療機関（令和3年度契約予定機関数） （大阪市内5か所、他市3か所）
検査時期	通年	通年	11週（令和3年度の予定）
検査曜日・ 時間	保健所ごとに異なる <令和3年度の予定> <ul style="list-style-type: none"> 月2回7か所、月3回・月4回各1か所 月～木のいずれかの曜日 午前5か所、午後4か所 受付時間（1～2時間） 	夜間（火）18:00～20:00（先着50名） 夜間（木）18:00～19:30（受付時間） 土・日 14:00～15:30（受付時間）	各クリニックの診療時間
件数 (陽性率)	令和元年度 2,532件（0.16%） 令和2年度 1,178件（0.42%）	令和元年度 6,951件（0.49%） 令和2年度 4,193件（0.55%）	令和元年度 246件（2.85%） 令和2年度 350件（1.43%）



別紙 2

委 託 契 約 書

大阪府（以下「発注者」という。診療所名_____（以下「受注者」という。）は、次のとおり委託契約を締結する。

（委託事業）

第1条 発注者は、男性同性愛者向けH I V等検査・相談事業（以下「委託事業」という。）を受注者に委託する。

2 受注者は、発注者の指示に従い、別添男性同性愛者向けH I V等検査・相談事業実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき、前項の委託事業を実施するものとする。

3 第1項の委託事業の実施場所は、診療所名_____（診療所住所_____）とする。

（委託期間）

第2条 委託期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日とする。

2 委託事業の検査受付期間は下記のとおりとする

(1) 令和 年 月 日から令和 年 月 日

(2) 令和 年 月 日から令和 年 月 日

（契約単価等）

第3条 契約単価は次のとおりとし、消費税及び地方消費税を含むものとする。

(1) 検査費用（1件あたり） 単価 金4, 810円

(2) 診療情報提供書発行費用（1件あたり） 単価 金2, 500円

2 前項（1）について、本契約において適用する予定件数は____件とする。なお、この予定件数は、委託件数を保証するものではなく、また、受注者は、発注者から指示のない限り、この予定件数を超える場合も、引き続き、検査を実施するものとする。

3 第1項（2）については、委託事業における検査において、HBV陽性者等がみつき、他院を紹介し診療情報提供書を発行した場合に限るものとする。

4 診療報酬改定後の第1項の契約単価については、別途協議するものとする

（契約保証金）

第4条 受注者の契約保証金は免除する。

（委託料の支払方法）

第5条 受注者は、第2条第2項に規定する期間毎に、検査件数及び診療情報提供書発行件数（以下「検査等件数」という。）を報告し、発注者の委託契約に係る検査終了後、検査等件数に第3条に規定する契約単価を乗じて得た金額を発注者に請求するものとする。

2 発注者は、前項の規定による受注者からの適法な請求書を受理した日から30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

3 発注者は、自己の責めに帰する理由により、前項の委託料の支払いが遅れたときは、当該未払額につき、同項の規定による支払期限の日の翌日から支払いの日までの日数に応じ、年100分の5の割合で計算して得た遅延利息を受注者に支払うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第6条 受注者は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(再委託等の禁止)

第7条 受注者は、委託事業の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

- 2 受注者は、委託事業の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、受任者又は下請負人の名称、委託し又は請け負わせる委託事業の内容その他発注者が必要とする事項を書面で発注者に通知し、その承諾を得なければならない。

(秘密の保持)

第8条 受注者は、委託事業の処理上知り得た秘密を他人に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。なお、委託事業の履行に当たる受注者の業務従事者等も同様の義務を負い、この違反について受注者はその責を免れない。

- 2 受注者は、関係書類の保管については、厳重に行わなければならない。

(妨害又は不当要求に対する届出及び報告義務)

第9条 受注者は、暴力団員及び暴力団密接関係者等から社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為を受けた場合には、別記「妨害または不当要求に対する届出及び報告義務」を守らなければならない。

(個人情報の保護)

第10条 受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(調査、監督等)

第11条 発注者は、受注者に対して委託事業の処理状況について随時調査し、必要な報告を求め、監督することができるとともに、委託事業の実施について必要な指示をすることができる。

(委託金額の経理)

第12条 受注者は、この契約に係る経理を明らかにする帳簿を作成し、関係書類とともに、整理保管しなければならない

- 2 前項の書類は、契約が完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(契約の解除権等)

第13条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 正当な理由がなく、委託事業の全部又は一部を履行しないとき。
- (2) 委託事業の遂行が著しく不誠実又はこの契約を誠実に履行する意思がないと明らかに認められるとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないとき。

- 2 受注者は、前項の規定に該当することによってこの契約を解除されたときは、違約金として、

第3条第1項に規定する検査費用の契約単価にその予定件数を乗じて得た金額（契約解除前に、受注者が既に履行した業務に係る金額を除く。）の100分の5に相当する金額を発注者の指定する期限までに、発注者に支払わなければならない。

3 発注者は、第1項の規定によるほか、必要があるときは、受注者と事前協議の上、この契約を解除することができる。

第14条 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第8条の4第1項の規定による必要な措置を命ぜられたとき。
- (2) 独占禁止法第7条第1項若しくは第2項（同法第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受けたとき。
- (3) 独占禁止法第7条の2第1項（同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を受けたとき、又は同条第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、同条第10項の規定により納付命令を受けなかったとき。
- (4) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247条の規定に基づく公訴を提起されたとき（受注者の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当すると認められたとき。
- (6) 第7条（再委託等の禁止）の規定に違反したとき。

第15条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）を代表するものをいう。）又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
 - (2) 役員等又は経営に事実上参加している者が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - (3) 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
 - (4) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (5) 第8条第2項の規定により第三者に委任し、又は請け負わせようとするときの契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が第1号から第4号に規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- 2 受注者は、前項の規定によりこの契約が解除されたときは、違約金として第3条に規定する検査費用の契約単価にその予定件数を乗じて得た金額の100分の5に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(相殺)

第16条 発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する保証金返還請求権、契約金額請求権及びその他の債権と相殺することができる。

2 前項の場合において、相殺して、なお不足があるときは、受注者は、発注者の指定する期間内に当該不足額を支払わなければならない。

(第三者に及ぼした損害等)

第17条 受注者は、自己の責めに帰する理由により、委託事業の実施に関し、第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(疑義等の決定)

第18条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関して疑義が生じたときは、発注者・受注者協議の上、これを定めるものとする。

(紛争の解決)

第19条 この契約に関して紛争が生じた場合で、前条の規定に基づき発注者・受注者協議を行った結果、解決が困難な場合には、第三者へ調停を依頼することができる。

この契約の締結を証するため本書2通を作成し、発注者・受注者記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 大 阪 府
代 表 者 大阪府知事 吉村 洋文

受注者 診療所住所 _____
診療所名 _____
代表者名 _____

(別 記)

特 記 仕 様 書

I 妨害又は不当要求に対する届出及び報告義務

- (1) 受注者は、契約の履行に当たって、大阪府公共工事等不当介入対応要領の定めるところにより、暴力団員及び暴力団密接関係者等から社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、大阪府への報告及び管轄警察署への届出（以下「報告・届出」という。）を行わなければならない。
- (2) 報告・届出は、不当介入等報告・届出書により、速やかに、大阪府に報告するとともに、管轄警察署の行政対象暴力対策担当者に届出するものとする。ただし、急を要し、当該不当介入等報告・届出書を提出できないときは、口頭により報告することができる。この場合は、後日、不当介入等報告・届出書を各々提出するものとする。
- (3) 受注者は、下請負人等が暴力団員及び暴力団密接関係者等から不当介入を受けた場合は、速やかに報告・届出を行うよう当該下請負人等に指導しなければならない。
- (4) 報告・届出を怠った場合は、大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）に基づく公表又は入札参加停止を措置することがある。

II 個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（責任体制の整備）

第2 受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（作業責任者等の届出）

- 第3 受注者は、個人情報の取扱いに係る作業責任者を定め、書面により発注者に報告しなければならない。
- 2 受注者は、作業責任者を変更した場合は、速やかに書面により発注者に報告しなければならない。
 - 3 作業責任者は、特記仕様書に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

（秘密の保持）

第4 受注者は、この契約による事務に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(教育の実施)

第5 受注者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記仕様書における作業従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。

(再委託)

第6 受注者は、発注者の承諾がある場合を除き、この契約による事務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。

2 発注者は、前項の承諾をするに当たっては、少なくとも、別に定める条件を付するものとする。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第7 受注者は、本委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受注者は、発注者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の適正管理)

第8 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は損傷の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。なお、講じるべき措置における留意すべき点は次のとおり。

(1) 個人情報の利用者、作業場所及び保管場所の限定及びその状況の台帳等への記録

(2) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室での個人情報の保管

(3) 個人情報を取扱う場所の特定及び当該場所における名札(氏名、会社名、所属名、役職等を記したもの)の着用

(4) 定められた場所からの個人情報の持ち出しの禁止

(5) 個人情報を電子データで持ち出す場合の、電子データの暗号化処理等の保護措置

(6) 個人情報を移送する場合の、移送時の体制の明確化

(7) 個人情報を電子データで保管する場合の、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況にかかる確認及び点検

(8) 私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んでの個人情報を扱う作業の禁止

(9) 個人情報を利用する作業を行うパソコンへの業務に関係のないアプリケーションのインストールの禁止

(10) その他、委託の内容に応じて、個人情報保護のための必要な措置

(11) 上記項目の従事者への周知

(収集の制限)

第9 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、事務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第10 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第11 受注者は、発注者の承諾がある場合を除き、この契約による事務を行うために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

第12 受注者は、この契約による事務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した「個人情報が記録された資料等」を、この契約完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(廃棄)

第13 受注者は、この契約に事務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(調査及び報告)

第14 発注者は、受注者が契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の管理の状況について、定期に及び必要に応じ随時に調査することができる。
2 受注者は、発注者の求めに応じて、前項の状況について、報告をしなければならない。

(事故発生時における報告)

第15 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(契約の解除)

第16 発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

(損害賠償)

第17 受注者は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより発注者が損害を被った場合には、発注者にその損害を賠償しなければならない。

第 6 第 2 項関係 発注者が再委託を承諾する場合に付する条件

- (1) 受注者は、業務の一部を再委託する場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にしなければならない。
- (2) (1) の場合、受注者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を順守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- (3) 受注者は、再委託先に対して本委託業務の一部を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理・監督の状況を報告しなければならない。
- (4) (3) の場合、受注者は、発注者自らが再委託先に対して再委託された業務の履行状況を管理・監督することについて、再委託先にあらかじめ承諾させなければならない。

第 8 (1) 関係 個人情報管理台帳

項目	内容
受託業務名	
受領年月日	
大阪府庁担当部局・担当者名	
個人情報記録されている媒体・数量	(例) 紙 ○○枚、FD ○○枚
主たる個人情報の種別	(例) 申請者の氏名・住所・電話番号
個人情報の保管場所	(例) ○○室内鍵付きロッカー
管理責任者名	
作業従事者名・所属部署	
作業場所	
作業場所からの持出しの有無	(「有」の場合、持出管理簿等を別途作成)
複写の有無	(「有」の場合、複写管理簿等を別途作成)
廃棄・返却年月日	
備考	

(注) 受託事務の内容により、適宜項目の追加・削除を行うこと。

Ⅲ 委託役務業務に係る出向社員等の取扱特記事項

入札等により大阪府が発注する委託役務業務を受注した者が、当該業務を履行するに当たり、他者から出向社員等を受け入れる場合の取扱いについては、以下のとおりとする。

(取扱方針)

以下の 2 点については、原則禁止とする。

(1) 基幹社員(業務責任者等)への出向社員等の受け入れ

(2) 入札公告日から契約締結日まで、又は出向受入時において入札参加停止措置中の者からの出向社員等の受け入れ

ただし、上記(2)に関して、受注業者から、業務の安全かつ確実な引継ぎ、

熟練労働者の確保、雇用の安定等のために最低限必要な出向社員等の受け入れについて、大阪府に事前に承認願があれば、承認基準の全てに該当する場合は承認する。

【承認基準】

- ① 出向社員等の受入期間は最長1年間とする。
- ② 受け入れる人員数は業務従事者全体の50パーセント未満とする。
- ③ 労働者派遣事業法、職業安定法等の労働法規に違反していないこと。
(労働者の供給事業などの違法な行為を行っていないこと。)
- ④ 受注業者及び出向元(派遣元)企業が親会社・子会社の関係にないこと。
- ⑤ 出向元(派遣元)企業が大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者でないこと。

(用語の定義)

- (1) 「**受注業者**」とは、競争入札等により当該業務を受注した者をいう。
- (2) 「**入札参加停止措置中の者**」とは、次のア又はイに該当する者をいう。
 - ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者
 - イ 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者
- (3) 「**出向社員等**」とは、出向元と出向先との間で締結された出向契約により、出向先企業の業務に従事する社員、又は派遣される社員のことをいう。

ただし、当該業務に係る入札公告日又は見積書依頼日の1年以上前かつ入札参加停止措置に該当する日以前から受注業者と出向又は派遣関係が確認できる場合はこの限りでない。
- (4) 「**子会社**」とは会社法(平成17年法律第86号)(以下「法」という。)第2条第3号に定めるものをいう。また、「**親会社**」とは法第2条第4号に定めるものをいう。